

# 官報

(号外) 発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

〔その他告示〕

目次

- 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（外務一〇）
  - 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（同一二）

— 1 —

1

その他告示

○外務省告示第十号  
李在明大韓民国大統領來日に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象例外國公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。  
合印一月一日

外務大臣 茂木 敏充

地 域	対象外 國公館等 に 係 る 施 設 周 辺 に 在 る 外 國公 館等の 敷 地	所 在 地	期 間	一 法 隆 寺
				二 側 端 の 一 方 の み が こ の 表 の 対 象 外 國 公 館 等 に 係 る 対 象 施 設 周 辺 地 域 の 項 下 欄 に 掲 げ る 区 域 に 含 ま れ る 道 路 の 区 間 の う ち 当 該 区 域 に 含 ま れ る 道 路 の 部 分 及 び 側 端 の 少 な く と も 一 方 が こ の 表 の 対 象 外 國 公 館 等 に 係 る 対 象 施 設 周 辺 地 域 の 項 下 欄 に 掲 げ る 区 域 に 接 す る 水 面 及 び 線 路 敷 の 区 間 は 対 象 外 國 公 館 等 に 係 る 対 象 施 設 周 辺 地 域 に 含 ま れ る もの と す る
地 域	対象外 國公館等 に 係 る 施 設 周 辺 に 在 る 外 國公 館等の 敷 地	所 在 地	期 間	一 法 隆 寺
奈良県生駒郡斑鳩町	奈良県生駒郡斑鳩町	奈良県生駒郡斑鳩町	令和八年一月十三日から令和八年一月十四日まで	法隆寺山内一番地
法隆寺東部分に限る。(次 の図面に丁目、法隆寺二丁目、大字法隆寺(次の図面に 示す部分に限る)、法隆寺北一丁目、法隆寺二丁目、法 隆寺西二丁目、法隆寺西二丁目一一番か ら六番までに示す部分に限る)、法隆寺西二丁目二番 (次に示す部分に限る)、法隆寺西三丁目一一番か ら三井(次に示す部分に限る)、法隆寺西三丁目二番 (次に示す部分に限る)、法隆寺西三丁目三番か ら六番までに示す部分に限る)	法隆寺山内(次の図面に示す部分に限る)	法隆寺山内(次の図面に示す部分に限る)	法隆寺山内(次の図面に示す部分に限る)	法隆寺山内(次の図面に示す部分に限る)

地 域		期 間	地 域	期 間
二 法隆寺周辺地域	一 J W マリオットホテル奈良周辺地域	令和八年一月九日	奈良県奈良市	令和八年一月十四日まで

○外務省告示第十一号  
李在明大韓民国大統領来日に際し、国會議事堂等周辺地域及び外國公館等周辺地域として指定する。  
令和八年一月九日

備考  
一 次の図面は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。  
二 側端の一方のみがこの表の対象外國公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路のみがこの表の対象外國公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれるものとする。区間並びにこれら道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。  
三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外國公館等に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。